

NEWS

産業廃棄物処理に係る「第30回 実務者研修会」開催

- ・日 時：令和3年1月18日（月）午前10時
- ・場 所：名古屋国際会議場
141・142会議室（名古屋市熱田区）
- ・参加者：87名

排出事業者及び廃棄物処理業者の実務担当を対象とした「第30回実務者研修会」（実務基礎コース研修会）を開催しました。

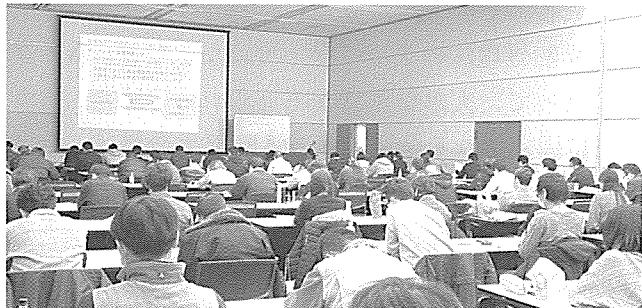


開会挨拶する
堀部専務理事

開会の挨拶で事務局専務理事 堀部隆司氏は「平成28年に大きな事件（ダイコー（株）不適正処理事案）があり、それを契機に協会が主催する実務者研修会や支部が主催する法令講習会等に3年に1回は必ず参加することとなりました。廃棄物処理法は非常に厳しい法律であり、ダイコー事件のようなことが起こりますとますます厳しく改正されていきます。知らぬ間に法を犯してしまっているということにならないよう担当者は注意が必要です。本日の研修会で日々の業務の知識を習得していただければと思っております。」と述べました。

*産業廃棄物処理の基礎知識

堀部専務理事が講師となり、循環型社会推進の法体系の中で、令和3年1月バーゼル条約が改正され途上国へ流れるプラスチックの管理についての説明や優良認定基準等の改正（令和2年10月）において、事業の透明性、財務体質の健全化に係る基準に



ついてなど、最新の改正状況に関する話がありました。他にも産業廃棄物の処理責任、行政処分、欠格要件などについて、身近な事例を挙げたクイズを交えて講義を行いました。

*産業廃棄物管理票（マニフェスト）

事務局環境アドバイザー 小野田敏也氏が講師となり、「産業廃棄物管理票」における産業廃棄物管理票制度、紙マニフェストと電子マニフェストの運用比較、電子マニフェストの特徴とメリット等について話がありました。



講師の小野田環境アドバイザー

*産業廃棄物の委託処理と委託契約書

事務局長 小坂元信氏が講師となり、委託契約書の作成時、契約書に暴力団排除条項を記載することで相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、契約を解除することができるとのアドバイスや覚書の記載例、産業廃棄物の再委託についての解説がありました。

*帳簿

帳簿作成の目的は、処理業務を計画的に履行し結果を正確に把握することで適正処理の推進につながります。処理業者における帳簿は事業場ごとに備え付け、保存期間は閉鎖後5年間、かつ事業場ごとです。特別管理産業廃棄物排出事業者の帳簿、処理施設を設置している業者の帳簿について、記載例等について話がありました。

全ての講義が終了後、受講者に修了証が渡され閉会しました。

- ・会場は新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、検温、手指消毒、テーブル・椅子のアルコール清掃等を行なっています。